

## 食品健康影響評価がなされた農薬の審議方法について（案）

平成19年1月15日

## 1. 現 状

これまで農薬専門調査会では、過去に食品健康影響評価を実施した農薬について適用拡大申請等がなされた場合、部会で審議を行った後に幹事会で審議を行ってきた。（表1参照）

しかしながら、これまでのところ適用拡大申請時等に新たに提出された資料については、新たな毒性学的知見の追加がなく作物残留試験成績のみであったことから、ADIの変更はなかったところである。

表1 過去に食品健康影響評価がなされ、その後意見聴取された農薬の審議状況

農薬名	第1回回答	現在の対応状況
カズサホス	H17.6.30	現在パブリックコメント実施中
クロチアニジン	H17.1.27	厚生労働大臣へ第2回回答済み
シアゾファミド	H16.11.4	厚生労働大臣へ第2回回答済み
ジノテフラン	H17.6.16	第7回総合評価第1部会で審議済み
ノバルロン	H15.12.25	厚生労働大臣へ第2回回答済み
ピフェナゼート	H17.1.6	厚生労働大臣へ第2回回答済み
ピリダリル	H16.11.4	厚生労働大臣へ第2回回答済み
ボスカリド	H16.5.20	厚生労働大臣へ第2回回答済み

## 2. 今後の対応

こうした状況を踏まえ今後は、第2版以降の農薬評価書作成時に新たに考慮すべき毒性学的知見がなく、かつ提出される資料が作物残留試験成績のみの場合、審議の迅速化の観点から審議を幹事会において行うこととする。

なお、真にやむを得ない理由により、審議の途中で適用拡大申請等が行われ、作物残留試験成績が追加提出される場合においては、資料提出が意見募集に着手する前であれば、当該資料も含めた審議を行うことができることとする。

## これまでの評価手順

(2回目の諮問)
食品安全委員会(厚生労働省より説明)
<u>農薬専門調査会総合評価部会</u>
<u>農薬専門調査会幹事会</u>
食品安全委員会へ報告(意見募集着手)
食品安全委員会へ報告(最終評価結果)
厚生労働大臣へ通知

## 今後の評価手順

(2回目の諮問)
食品安全委員会(厚生労働省より説明)
<u>農薬専門調査会幹事会</u>
食品安全委員会へ報告(意見募集着手)
食品安全委員会へ報告(最終評価結果)
厚生労働大臣へ通知

## 農薬専門調査会の運営体制に関する事項 (平成18年5月30日農薬専門調査会決定)

### (総則)

第1条 農薬専門調査会の運営については、「食品安全委員会専門調査会運営規程」(平成15年7月9日食品安全委員会決定。以下「運営規程」という。)その他の食品安全委員会決定に定めるもののほか、この決定の定めるところによる。

### (幹事会の設置)

第2条 農薬専門調査会に幹事会を置く。農薬専門調査会は、幹事会の議決をもって農薬専門調査会の議決とする。

2 幹事会は、以下の各号に規定する事項を処理する。

一 農薬専門調査会において調査審議すべき事項について、部会を指定して調査審議させること。

二 前号の規定により部会が調査審議した結果について調査審議すること。

三 その他農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。

3 幹事会は、農薬専門調査会及び部会の座長並びに農薬専門調査会の座長が指名する専門委員により構成する。

4 幹事会に座長を置き、農薬専門調査会の座長がその職務を行う。

5 幹事会の座長は、幹事会の事務を掌理する。

6 幹事会の座長に事故があるときは、幹事会に属する専門委員のうちから幹事会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (総合評価部会の設置)

第3条 農薬専門調査会に総合評価第一部会及び総合評価第二部会(以下「総合評価部会」と総称する。)を置く。

2 総合評価部会においては、食品安全基本法第24条第1項に係る農薬の食品健康影響評価(第4条第1項の確認評価部会において調査審議するものを除く。)について調査審議するほか、暫定基準が設定された農薬であって国際リスク評価機関においてADI(一日摂取許容量)の設定ができないとされたもの及び食品を通じて国民が摂取する量が比較的多いもの(以下「優先物質」という。)の食品健康影響評価その他の幹事会が指定する事項について調査審議する。

3 総合評価部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、農薬専門調査会の座長が指名する。

4 総合評価部会に座長を置き、農薬専門調査会の座長が指名する。

5 総合評価部会の座長は、当該総合評価部会の事務を掌理する。

6 総合評価部会の座長に事故があるときは、当該総合評価部会に属する専門委員のうちから農薬専門調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 原則として、総合評価部会はそれぞれ単独で開催される。ただし、総合評価部会の座長は、必要により、当該総合評価部会に属さない専門委員に対し、当該総合評価部会に出席を求めることができる。

### (確認評価部会の設置)

第4条 農薬専門調査会に確認評価第一部会、確認評価第二部会及び確認評価第三部会(以下「確認評価部会」と総称する。)を置く。

2 確認評価部会は、暫定基準が設定された農薬であって優先物質以外のもののうち幹事会が指定するものの食品健康影響評価について調査審議する。

- 3 確認評価部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、農薬専門調査会の座長が指名する。
- 4 確認評価部会に座長を置き、農薬専門調査会の座長が指名する。
- 5 確認評価部会の座長は、当該確認評価部会の事務を掌理する。
- 6 確認評価部会の座長に事故があるときは、当該確認評価部会に属する専門委員のうちから農薬専門調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 原則として、確認評価部会はそれぞれ単独で開催される。ただし、確認評価部会の座長は、必要により、当該確認評価部会に属さない専門委員に対し、当該確認評価部会に出席を求めることができる。

(雑則)

- 第5条 幹事会、総合評価部会及び確認評価部会の運営については、前条までに定めるもののほか、運営規程その他の食品安全委員会決定に準ずるものとする。
- 2 この決定に定めるもののほか、農薬専門調査会の運営に関し必要な事項は、農薬専門調査会の座長が農薬専門調査会に諮って定める。